

酒田市の選挙人名簿に登録されている方が

他市町村で行う不在者投票の方法について

選挙の当日下記の理由で投票所に行けない方は、不在者投票をすることができます。

- ① 仕事や冠婚葬祭等の予定のある方
- ② 旅行・レジャーなどで投票区の区域外に出かける予定のある方
- ③ 病気やけが、妊娠、体が不自由などの理由で歩くことが困難な方
- ④ 交通至難の島その他の地に居住・滞在している方

出張などで他市区町村にいる方が、滞在先で不在者投票を行う方法は次のとおりです。

1 宣誓書兼投票用紙等請求書の提出

「宣誓書兼投票用紙等請求書」を記入し、酒田市選挙管理委員会に直接、または郵送で提出してください。（「宣誓書兼投票用紙等請求書」は選挙人本人が記入してください）

2 投票用紙等の交付

選挙管理委員会では、「宣誓書兼投票用紙等請求書」を受け取ったら、選挙人名簿と照合したのち、「不在者投票証明書」「投票用紙」「不在者投票用封筒（外封筒および内封筒）」を滞在先に郵送します。

3 不在者投票

交付された投票用紙等は、そのまま滞在先市区町村の選挙管理委員会に持参してください。

このとき、「不在者投票証明書」の入っている封筒は 必ず封印されたまま 提出してください。

手続きが終了した不在者投票は、滞在先の市区町村選挙管理委員会から酒田市選挙管理委員会に郵送されます。

4 不在者投票が出来る期間

酒田市議会議員選挙：10月20日（月）～10月25日（土）

※ 投票用紙等は郵送されるために日数がかかります。手続きは早めに行ってください。

※ 投票できる場所、時間（通常は平日の午前8時30分～午後5時）など、詳しくは事前に滞在先の市区町村にお問合せください。



酒田市選挙管理委員会事務局
〒998-8540 酒田市本町二丁目 2-45
電話 0234-26-5765